

【埼玉県】HP掲載版※

自治体意見・要望	気象庁回答
<p>「大雨特別警報を発令する際は、対象県内で、警報の発表されている市町村が全て特別警報になる」とあるが、地理条件などにより、県内で一律の気象状況とならないこともあるため、きめ細やかな発令をお願いしたい。</p>	<p>特別警報の対象となる現象は府県予報区程度の広がりをもっていると想定していることから、当面は、府県予報区単位で特別警報を判断し当該府県予報区内の警報を特別警報とする運用を行いますが、今後、特別警報の実際の発表状況や効果等について検証しつつ、必要に応じ見直しを行っていきます。</p>
<p>「数十年に一度」という抽象的な基準ではなく、雨量等の具体的な数値基準を明示していただきたい。</p>	<p>「数十年に一度の～」という基準に基づき、気象庁がどのような具体的数値や客観的な指標で特別警報を運用するのか、7月31日に気象庁ホームページに公開しました。</p>
<p>特別警報は「重大な災害の起こるおそれ」が「著しく大きい」場合に発令されるという性質に鑑み、住民の迅速かつ安全な避難行動を確保するためにも、状況が悪化してからではなく、的確な予測に基づき早期に発令していただきたい。</p>	<p>可能な場合は、事前に特別警報発表の可能性について記者会見や気象情報等において言及していく予定です。台風が来襲する場合等は事前の言及も可能な場合が多いと考えていますが、短時間で大量に降るような豪雨では、特別警報の発表に至るかどうかについて事前に情報提供することが困難な場合もあることにもご留意ください。</p>
<p>特別警報発令下での危険度や切迫性について住民に十分周知するとともに、一方で通常の警報が軽視されないように、今後の周知広報に当たっては留意していただきたい。</p>	<p>特別警報の運用開始以降も、広報活動を継続し、発表時に国民が適切な対応をとれるよう、最大限の努力を行います。 また、警報は、重大な災害が起こるおそれのあるときに警戒を呼びかけて行う予報ですが、「特別警報」は、警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表されます。気象庁ホームページやリーフレットで、これまでの警報・注意報に変更がない旨記載しているように、特別警報の広報では、警報・注意報の軽視につながらないよう配慮いたします。特別警報の広報を通じて、警報・注意報が発表された段階から、早めの行動が必要であることを周知してまいります。</p>